

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第1編 総則

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																																								
<p>試験炉規則第15条第1項第1号（省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 ～ 8. 評価及び改善（変更なし）</p> <p>図4.1 品質マネジメントシステム体系図（変更なし） 図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">表4.2.1 品質マネジメントシステム文書</p> <table border="1" data-bbox="1412 768 2472 1902"> <thead> <tr> <th>関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.2</td> <td>品質マニュアル</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書管理</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td>経営者の関与</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>品質目標</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.6.1</td> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>6.2.2</td> <td>力量、教育・訓練及び認識</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.1</td> <td rowspan="3">業務の計画</td> <td>業務の計画及び実施管理要領</td> <td>安全管理部長</td> <td>QS-A12</td> </tr> <tr> <td>原子力科学研究所放射線安全取扱手引</td> <td>所長</td> <td>(科)QAM-711</td> </tr> <tr> <td>原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則</td> <td>所長</td> <td>(科)QAM-712</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)			4.2.3	文書管理	(変更なし)			4.2.4	記録の管理	(変更なし)			5.1	経営者の関与	(変更なし)			5.4.1	品質目標	(変更なし)			5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)			5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)			6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)			7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711	原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり品質マネジメントシステムについて定められている。</p>
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号																																																						
4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)																																																								
4.2.3	文書管理	(変更なし)																																																								
4.2.4	記録の管理	(変更なし)																																																								
5.1	経営者の関与	(変更なし)																																																								
5.4.1	品質目標	(変更なし)																																																								
5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)																																																								
5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)																																																								
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)																																																								
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12																																																						
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711																																																						
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712																																																						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考																																				
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1516 226 2027 317">原子力科学研究所事故対策規則</td> <td data-bbox="2027 226 2243 317">所長</td> <td data-bbox="2243 226 2540 317">(科)QAM-713</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 317 2027 453">原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準</td> <td data-bbox="2027 317 2243 453">所長</td> <td data-bbox="2243 317 2540 453">(科)QAM-714</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 453 2027 546">原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領</td> <td data-bbox="2027 453 2243 546">所長</td> <td data-bbox="2243 453 2540 546">(科)QAM-715</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 546 2027 638">原子力科学研究所 PI 設定評価要領</td> <td data-bbox="2027 546 2243 638">所長</td> <td data-bbox="2243 546 2540 638">(科)QAM-716</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 638 2027 730"><u>原子力科学研究所保全文書策定要領</u></td> <td data-bbox="2027 638 2243 730"><u>所長</u></td> <td data-bbox="2243 638 2540 730"><u>(科)QAM-717</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 730 2027 823">保安全管理部の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 730 2243 823">保安全管理部長</td> <td data-bbox="2243 730 2540 823">(科保)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 823 2027 915">放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 823 2243 915">放射線管理部長</td> <td data-bbox="2243 823 2540 915">(科放)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 915 2027 1008">工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 915 2243 1008">工務技術部長</td> <td data-bbox="2243 915 2540 1008">(科工)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1008 2027 1100">研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 1008 2243 1100">研究炉加速器技術部長</td> <td data-bbox="2243 1008 2540 1100">(科研)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1100 2027 1192">臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 1100 2243 1192">臨界ホット試験技術部長</td> <td data-bbox="2243 1100 2540 1192">(科臨)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1192 2027 1285">バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 1192 2243 1285">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="2243 1192 2540 1285">(科バ)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1285 2027 1365">原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2027 1285 2243 1365">原子力施設検査室長</td> <td data-bbox="2243 1285 2540 1365">(科検)QAM-710</td> </tr> </table>	原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713	原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714	原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715	原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長	(科)QAM-716	<u>原子力科学研究所保全文書策定要領</u>	<u>所長</u>	<u>(科)QAM-717</u>	保安全管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安全管理部長	(科保)QAM-710	放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710	工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710	研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710	臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710	バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710	原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710	<p>文書名の適正化</p> <p>保全文書の策定に係る要領の追加</p>
原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713																																						
原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714																																						
原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715																																						
原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長	(科)QAM-716																																						
<u>原子力科学研究所保全文書策定要領</u>	<u>所長</u>	<u>(科)QAM-717</u>																																						
保安全管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安全管理部長	(科保)QAM-710																																						
放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710																																						
工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710																																						
研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710																																						
臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710																																						
バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710																																						
原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710																																						
	7.3	設計・開発	(変更なし)																																					
	7.4	調達	(変更なし)																																					
	7.6	監視機器及び測定機器の管理	(変更なし)																																					
	8.2.2	内部監査	(変更なし)																																					
	8.2.4	検査及び試験	(変更なし)																																					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考																																																																																																																																												
<p>試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織 1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第4号～15号（省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第16号 記録および報告 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。 3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。 4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。 5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>8.3 不適合管 8.5.2 理 8.5.3 是正処置等 未然防止処置</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>左記のとおり保安のために講ずべき措置に各職位の職務内容が定められている</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p>																																																																																																																																												
	<p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(29) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p>																																																																																																																																														
	<p>別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1081 2439 1894"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記録事項</th> <th rowspan="2">記録すべき場合</th> <th rowspan="2">記録責任者</th> <th rowspan="2">保存責任者</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th colspan="12">保安規定各編の該当条番号</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理統括者</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> <td>30の11</td> <td>42の2</td> <td>29の2</td> <td>11の2</td> <td>30の2</td> <td><u>15</u></td> <td>27の2</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>25の2</td> <td>7の2</td> </tr> <tr> <td>ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理統括者</td> <td>施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年を経過するまでの</td> <td>30の4</td> <td>37の2</td> <td>22の7</td> <td>8の2</td> <td>27の2</td> <td><u>8</u></td> <td>24の2</td> <td>6の7</td> <td>7の8</td> <td>22の2</td> <td>4の13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30の5</td> <td>37の3</td> <td>22の8</td> <td>8の3</td> <td>27の3</td> <td><u>9</u></td> <td>24の3</td> <td><u>8</u></td> <td><u>9</u></td> <td>22の3</td> <td>4の14</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30の6</td> <td>37の4</td> <td>22の9</td> <td><u>8</u></td> <td>27の4</td> <td><u>10</u></td> <td>24の4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>22の4</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>30</u></td> <td><u>37</u></td> <td><u>22</u></td> <td><u>9</u></td> <td><u>27</u></td> <td><u>24</u></td> <td><u>24</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>22</u></td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>7</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>5</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>5</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30の9</td> <td>39</td> <td><u>10</u></td> <td>27</td> <td>28</td> <td>25</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td>23</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2	<u>15</u>	27の2	13	14	25の2	7の2	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年を経過するまでの	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	<u>8</u>	24の2	6の7	7の8	22の2	4の13						30の5	37の3	22の8	8の3	27の3	<u>9</u>	24の3	<u>8</u>	<u>9</u>	22の3	4の14						30の6	37の4	22の9	<u>8</u>	27の4	<u>10</u>	24の4	10	11	22の4	<u>4</u>						<u>30</u>	<u>37</u>	<u>22</u>	<u>9</u>	<u>27</u>	<u>24</u>	<u>24</u>			<u>22</u>	<u>5</u>						<u>7</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>			<u>5</u>							30の9	39	<u>10</u>	27	28	25	25			23		
記録事項	記録すべき場合	記録責任者						保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																																																																																																																																					
			1	2	3	4	5			6	7	8	9	11	12																																																																																																																																
イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2	<u>15</u>	27の2	13	14	25の2	7の2																																																																																																																																
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年を経過するまでの	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	<u>8</u>	24の2	6の7	7の8	22の2	4の13																																																																																																																																
					30の5	37の3	22の8	8の3	27の3	<u>9</u>	24の3	<u>8</u>	<u>9</u>	22の3	4の14																																																																																																																																
					30の6	37の4	22の9	<u>8</u>	27の4	<u>10</u>	24の4	10	11	22の4	<u>4</u>																																																																																																																																
					<u>30</u>	<u>37</u>	<u>22</u>	<u>9</u>	<u>27</u>	<u>24</u>	<u>24</u>			<u>22</u>	<u>5</u>																																																																																																																																
					<u>7</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>			<u>5</u>																																																																																																																																	
					30の9	39	<u>10</u>	27	28	25	25			23																																																																																																																																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）															備考	
ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	期間	30	37	22	8	27	<u>11</u>	24	9	10	22	4	の16	
2. 運転記録	(変更なし)																
イ ～ リ	(変更なし)																
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	<u>29</u>	16	32	30	48	19		
ル	(変更なし)																
3. 燃料体の記録（試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）																	
イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量	受渡しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					33	<u>*4</u>	30	19	*4	28	*4		
ロ ～ ト	(変更なし)																
4. ～ 11.	(変更なし)																
<p>* 1 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者とその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に</p>																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びに これらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限り)は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第18号～21号(省略)</p>	<p>引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*7: JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY 及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第30条の6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 共通施設の巡視(共通施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 危機管理課長は、<u>前項</u>の施設管理実施計画について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>3</u> 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第30条の7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(施設管理の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第30条の8の2 保安管理部長は、共通施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 保安管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>備考</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 (以下変更箇所の理由を記載)</p> <p>旧第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ 項番号の繰上げ</p> <p>前条旧第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第2編 放射線管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																		
試験炉規則第15条第1項第1号～6号（省略）	【原科研原子炉施設等保安規定第2編（放射線管理）】	本申請の範囲外																		
<p>試験炉規則第15条第1項第7号</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. ～7.（省略）</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10.（省略）</p>	<p>第3節 保全区域の管理 （保全区域の管理）</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1406 499 2475 1476"> <thead> <tr> <th data-bbox="1406 499 1768 564">保 全 区 域</th> <th data-bbox="1768 499 2157 564">管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1406 564 1768 657">第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 564 2157 657">本体施設 廃止措置課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 657 1768 930">第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 657 2157 930">本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。） 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 930 1768 1022">第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 930 2157 1022">本体施設 JRR-4管理課長 特定施設 JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1022 1768 1115">第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 1022 2157 1115">本体施設 NSRR管理課長 特定施設 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1115 1768 1207">第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 1115 2157 1207">本体施設 臨界技術第2課長 特定施設 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1207 1768 1299">第9編第7条に規定する FCAに係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 1207 2157 1299">本体施設 臨界技術第2課長 特定施設 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1299 1768 1392">第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 1299 2157 1392">本体施設 臨界技術第1課長 特定施設 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1392 1768 1484">第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域</td> <td data-bbox="1768 1392 2157 1484">本体施設 臨界技術第1課長 特定施設 工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p>	保 全 区 域	管理を行う者	第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長	第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。） 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 JRR-4管理課長 特定施設 JRR-4管理課長	第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 NSRR管理課長 特定施設 工務第1課長	第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 臨界技術第2課長 特定施設 工務第1課長	第9編第7条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 臨界技術第2課長 特定施設 工務第1課長	第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 臨界技術第1課長 特定施設 工務第1課長	第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 臨界技術第1課長 特定施設 工務第1課長	記載の適正化
保 全 区 域	管理を行う者																			
第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長																			
第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。） 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長																			
第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 JRR-4管理課長 特定施設 JRR-4管理課長																			
第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 NSRR管理課長 特定施設 工務第1課長																			
第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 臨界技術第2課長 特定施設 工務第1課長																			
第9編第7条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 臨界技術第2課長 特定施設 工務第1課長																			
第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 臨界技術第1課長 特定施設 工務第1課長																			
第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 臨界技術第1課長 特定施設 工務第1課長																			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第8号～9号（省略）</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p>	<p>東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更</p> <p>本申請の範囲外</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第10号</p> <p>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第11号～16号（省略）</p>	<p>（放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第28条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 （変更なし）</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 （変更なし）</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管理実施計画並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>第6編の条番号変更に伴う変更</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>本申請の範囲外</p>
<p>試験炉規則第15条第1項第17号</p> <p>試験研究用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. ～4.（省略）</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第37条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の施設管理実施計画について、放射線管理部</p>	<p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>（以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第37条の4第1項ロ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第18号～21号</p>	<p>長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>3</u> 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第37条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>（修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等）</p> <p>第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p><u>2 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p>	<p>及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のための追加</p> <p>通知対象の適正化</p> <p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第6編 JRR-4 の管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (JRR-4)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
試験炉規則第 15 条第 2 項第 1 号～3 号 (省略)	【原科研原子炉施設等保安規定第 6 編 (JRR-4 の管理)】	本申請の範囲外
<p>試験炉規則第 15 条第 2 項第 4 号</p> <p>1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者 (以下「廃止措置主任者」という。) として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>なお、法第 43 条の 3 の 2 の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第 40 条第 1 項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p> <p>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</p> <p>表 1 (省略)</p>	<p>第 6 編 JRR-4 の管理</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (第 1 条～第 6 条)</p> <p>第 2 章 廃止措置管理 (第 7 条)</p> <p>第 3 章 保守管理 (第 8 条～第 17 条)</p> <p>第 4 章 プールの管理 (第 18 条・第 19 条)</p> <p>第 5 章 異常時の措置</p> <p>第 1 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第 20 条・第 21 条)</p> <p>第 2 節 プールに異常を認めた場合の措置 (第 22 条・第 23 条)</p> <p>第 3 節 地震後の措置 (第 24 条)</p> <p>第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第 25 条)</p> <p>第 5 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第 26 条)</p> <p>第 6 章 放射線管理 (第 27 条～第 29 条)</p> <p>第 7 章 保安教育 (第 30 条)</p> <p>第 8 章 固体廃棄物の保管 (第 31 条)</p>	<p>廃止措置計画に基づく燃料要素の搬出完了に伴う未使用燃料の管理等の記載の削除</p>
試験炉規則第 15 条第 2 項第 5 号～17 号 (省略)		本申請の範囲外

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（JRR-4）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第2項第18号 試験研究用原子炉施設の施設管理 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びに これらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。 2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>（施設管理実施計画等の策定） 第9条 JRR-4 管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。 3 JRR-4 管理課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。 5 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 6 JRR-4 管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第10条 JRR-4 管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載） 旧第6条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ 項番号の繰り上げ 項番号の繰り上げ 項番号の繰り上げ 旧第6条の4第2項削に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (JRR-4)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
<p>試験炉規則第15条第2項第19号～22号 (省略)</p>	<p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4 (本体施設等及び放射線管理施設を含む。) について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための追加</p>
	<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第16条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をJRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p>
	<p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p>	<p>報告対象の適正化</p>
	<p>3 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p>
	<p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>項番号の繰り下げ</p>
<p>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p>項番号の繰り下げ及び記載の適正化</p>	
		<p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第7編 NSRRの管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第1号～16号（省略）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. ～4.（省略）</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研原子炉施設等保安規定第7編（NSRRの管理）】</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第24条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> NSRR管理課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> NSRR管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理実施計画の策定及びこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>（以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第24条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除及びそれに伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第24条の4旧第2項削に伴う変更 項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第24条の4旧第2項削に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第18号～20号</p>	<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第24条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>
	<p>（保守結果の報告等） 第28条 原子力施設検査室長は、第25条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 <u>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第25条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化 報告対象の適正化</p>
	<p><u>3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p>
	<p><u>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</u></p>	<p>項番号の繰下げ</p>
	<p><u>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p>	<p>項番号の繰下げ及び記載の適正化</p>
		<p>本申請の範囲外</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考										
<p>試験炉規則第15条第1項第21号</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に關し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>別表第19-1 試験燃料用カプセルの挿入制限条件（第39条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1406 306 2472 1898"> <thead> <tr> <th data-bbox="1406 306 1872 352">項 目</th> <th data-bbox="1872 306 2472 352">制 限 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1406 352 1872 1251">(1) 試験燃料用カプセルの種類</td> <td data-bbox="1872 352 2472 1251"> I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル I-N-D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1251 1872 1325">(2) カプセル内の冷却材の種類</td> <td data-bbox="1872 1251 2472 1325">軽水</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1325 1872 1608">(3) 試験燃料の種類</td> <td data-bbox="1872 1325 2472 1608">未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム-ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 1608 1872 1898">(4) 試験燃料の発熱量</td> <td data-bbox="1872 1608 2472 1898"> イ I-N型大気圧水カプセル UO_2量90gに対し最大$1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ ロ I-N-V型大気圧水カプセル UO_2量90gに対し最大$1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ ハ I-S型大気圧水カプセル UO_2量90gに対し最大$2.302 \times 10^3 J/gUO_2$ <u>ニ I-T型大気圧水カプセル</u> <u>UO_2量90gに対し最大$1.591 \times 10^3 J/gUO_2$</u> <u>ホ III型大気圧水カプセル</u> UO_2量90gに対し最大$1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	制 限 条 件	(1) 試験燃料用カプセルの種類	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル I-N-D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル	(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水	(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム-ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物	(4) 試験燃料の発熱量	イ I-N型大気圧水カプセル UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ ロ I-N-V型大気圧水カプセル UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ ハ I-S型大気圧水カプセル UO_2 量90gに対し最大 $2.302 \times 10^3 J/gUO_2$ <u>ニ I-T型大気圧水カプセル</u> <u>UO_2量90gに対し最大$1.591 \times 10^3 J/gUO_2$</u> <u>ホ III型大気圧水カプセル</u> UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$	<p>左記のとおり試験燃料用カプセルに係る保安に關し必要な事項について定められている。</p> <p>新型カプセルの追加</p> <p>新型カプセルの追加記号の繰下げ</p>
項 目	制 限 条 件											
(1) 試験燃料用カプセルの種類	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル I-N-D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル											
(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水											
(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム-ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物											
(4) 試験燃料の発熱量	イ I-N型大気圧水カプセル UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ ロ I-N-V型大気圧水カプセル UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$ ハ I-S型大気圧水カプセル UO_2 量90gに対し最大 $2.302 \times 10^3 J/gUO_2$ <u>ニ I-T型大気圧水カプセル</u> <u>UO_2量90gに対し最大$1.591 \times 10^3 J/gUO_2$</u> <u>ホ III型大気圧水カプセル</u> UO_2 量90gに対し最大 $1.674 \times 10^3 J/gUO_2$											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考
	<p> <u>ハ</u> IV型大気圧水カプセル <u>ト</u> I-N-D型大気圧水カプセル <u>チ</u> V型大気圧水カプセル 1 型 2 型 <u>リ</u> VII型大気圧水カプセル <u>ヌ</u> VIII型大気圧水カプセル <u>ル</u> X-I型大気圧水カプセル <u>ヲ</u> X-II型大気圧水カプセル <u>ヅ</u> X-III型大気圧水カプセル <u>カ</u> X-IV型大気圧水カプセル <u>コ</u> X-V型大気圧水カプセル <u>タ</u> XI-I型大気圧水カプセル <u>レ</u> XI-II型大気圧水カプセル <u>ソ</u> XII-I型大気圧水カプセル <u>ツ</u> B-I型高圧水カプセル (5) 試験燃料の総発熱量 </p>	<p> U₂量90gに対し最大$1.213 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ PuO₂-U₂量1,000gに対し 最大$1.339 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ U₂量90gに対し最大$1.674 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.339 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ 芯材((U-A1)又は(U-Si-A1))20gに対し 最大$2.302 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot ((\text{U-A1})\text{又は}(\text{U-Si-A1}))$ (U-ZrH)量74gに対し 最大$1.674 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot (\text{U-ZrH})$ U₂量90gに対し最大$1.046 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ U₂量210gに対し最大$0.837 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.046 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ U₂量210gに対し最大$0.837 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.255 \times 10^3 \text{ J/gUO}_2$ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ (PuO₂-UO₂又はUO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2)\text{又は}(\text{UO}_2))$ (PuO₂-UO₂又はUO₂)量15gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{ J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2)\text{又は}(\text{UO}_2))$ なお、試験燃料の重量が上記に定める所定の重量以上の実験においては、燃料破損による有効破壊エネルギーが上記条件相当量以下となるように最大発熱量を抑える。 <u>(4)に記載の試験燃料用カプセルのうち、イからヌについては$1.3 \times 10^6 \text{ J}$以下、ルからツについては$1.3 \times 10^7 \text{ J}$以下とする。</u> </p>	<p>最大発熱量に関する記載の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）				備考
	別表第20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検（第42条関係）				新型カプセルの追加
	試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	
	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	
	X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立後	漏えい点検	変形が認められた場合 使用のつど	
	B-I型高压水カプセル	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	
			非破壊点検	変形が認められた場合	
		組立後	(1) 漏えい点検 (2) 加圧点検 (3) 導通点検 (温度計、ヒータ) (4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど	
	*：未使用カプセルの場合は除く。				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（NSRR）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考									
	<p>別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値（第42条、第56条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1397 268 2427 590"> <thead> <tr> <th>試験燃料用カプセルの種類</th> <th>点検項目</th> <th>管理基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I－S型大気圧水カプセル <u>I－T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル</td> <td>組立前寸法点検</td> <td>永久変形量 0.2 %</td> </tr> <tr> <td>VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B－I型高圧水カプセル *</td> <td>組立前寸法点検</td> <td>永久変形量 1 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る</p>	試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値	I－S型大気圧水カプセル <u>I－T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %	VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B－I型高圧水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %	<p>新型カプセルの追加</p>
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値									
I－S型大気圧水カプセル <u>I－T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %									
VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B－I型高圧水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %									

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第11編 STACYの管理

令和4年4月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (STACY)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第1号～5号 (記載省略)</p> <p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで 試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. ～6. (記載省略)</p>	<p>【原科研原子炉施設等保安規定第11編 (STACYの管理)】</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の第3号から第7号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項 (2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理に関する事項 <u>(6) 可燃物の管理に関する事項</u> (7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY原子炉主任技術者 (以下この編において「原子炉主任技術者」という。) の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められている。</p> <p>(以下カッコ内に変更箇所の理由を記載)</p> <p>(貯蔵設備の先行使用に伴い可燃物の管理に関する事項の追加)</p>
<p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで 試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. ～5. (記載省略) 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>第6章 異常時の措置 第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第43条 <u>震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 竜巻がSTACY周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) STACYに影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p>	<p>左記のとおり地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められている。</p> <p>(貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等が発生した場合の措置の明確化)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (STACY)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考																																	
<p>試験炉規則第15条第1項第6号ニ～第11号 (記載省略)</p> <p>試験炉規則第15条第1項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(2) 降下火砕物の荷重により、STACYに損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第1課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、STACYに影響を及ぼすおそれがある場合、当該火災の終息後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>6 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>7 臨界技術第1課長は、第1項から第5項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量 (第29条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 940 2496 1761"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">貯蔵施設</th> <th rowspan="2">制限量</th> </tr> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>貯蔵設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">棒状燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約5wt%</td> <td>炉室 (S)</td> <td>棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器 303kgU</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮度 10wt%以下</td> <td>炉室 (S)</td> <td>棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器 1260kgU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">溶液燃料</td> <td rowspan="2">ウラン濃縮度 約10wt%</td> <td>溶液貯蔵室-7</td> <td>溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 150kgU</td> </tr> <tr> <td>溶液貯蔵室-9</td> <td>溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 150kgU</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮度 約6wt%</td> <td>溶液貯蔵室-9</td> <td>溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 500kgU</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料</td> <td>プルトニウム</td> <td>Pu保管室-3</td> <td>粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット 60kgPu</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>Pu保管室-3</td> <td>粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット 180kgU</td> </tr> <tr> <td>ウラン酸化物 燃料</td> <td>ウラン濃縮度 約1.5wt%</td> <td>U保管室</td> <td>ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台 92kgU</td> </tr> </tbody> </table>	種類	貯蔵施設		制限量	貯蔵場所	貯蔵設備	棒状燃料	ウラン濃縮度 約5wt%	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器 303kgU	ウラン濃縮度 10wt%以下	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器 1260kgU	溶液燃料	ウラン濃縮度 約10wt%	溶液貯蔵室-7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 150kgU	溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 150kgU	ウラン濃縮度 約6wt%	溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 500kgU	ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	Pu保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット 60kgPu	劣化ウラン	Pu保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット 180kgU	ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台 92kgU	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり燃料が臨界に達しないように貯蔵施設における貯蔵の制限量を定められている。 (貯蔵設備の先行使用に伴う追加)</p>
種類	貯蔵施設		制限量																																
	貯蔵場所	貯蔵設備																																	
棒状燃料	ウラン濃縮度 約5wt%	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器 303kgU																																
	ウラン濃縮度 10wt%以下	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器 1260kgU																																
溶液燃料	ウラン濃縮度 約10wt%	溶液貯蔵室-7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 150kgU																																
		溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 150kgU																																
	ウラン濃縮度 約6wt%	溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽 500kgU																																
ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	Pu保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット 60kgPu																																
	劣化ウラン	Pu保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 Pu保管ピット 180kgU																																
ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台 92kgU																																

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (STACY)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)				備考																																									
<p>試験炉規則第15条第1項第13号～第14号 (記載省略)</p> <p>試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの (以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。)</p> <p>当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	コンパクト型 ウラン黒鉛混合燃料	ウラン濃縮度 約2～6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	260kgU	<p>本申請の範囲外</p> <p>必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けることを定めている。</p> <p>(貯蔵設備の先行使用に伴い維持すべき機器等の管理を追加)</p>																																								
	ディスク型 ウラン黒鉛混合燃料	ウラン濃縮度 約20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台	67kgU																																									
	<p>(維持すべき機器等の管理)</p> <p><u>第27条の2 臨界技術第1課長は、別表第15の3に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</u></p> <p><u>別表第15の3 維持すべき機器等 (第27条の2関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1347 1079 2540 1906"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">避難用の照明*1</td> <td rowspan="2">保安灯</td> <td>実験棟A</td> <td>40台</td> </tr> <tr> <td>実験棟B</td> <td>16台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用照明灯</td> <td>実験棟A</td> <td>145台</td> </tr> <tr> <td>実験棟B</td> <td>98台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">誘導灯</td> <td>実験棟A</td> <td>74台</td> </tr> <tr> <td>実験棟B</td> <td>53台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の 仮設照明*1</td> <td>懐中電灯</td> <td>実験棟入口付近</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>仮設照明 (蓄電池式)</td> <td>実験棟入口付近</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡設備*2</td> <td rowspan="2">一斉放送装置</td> <td>放送端末</td> <td>制御室</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スピーカ</td> <td>実験棟A</td> <td>52台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ページング装置</td> <td>実験棟B</td> <td>46台</td> </tr> <tr> <td>実験棟A</td> <td>47台</td> </tr> <tr> <td>実験棟B</td> <td>38台</td> </tr> </tbody> </table>						分類	種類	設置場所	数量	避難用の照明*1	保安灯	実験棟A	40台	実験棟B	16台	非常用照明灯	実験棟A	145台	実験棟B	98台	誘導灯	実験棟A	74台	実験棟B	53台	可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯	実験棟入口付近	2台	仮設照明 (蓄電池式)	実験棟入口付近	1台	通信連絡設備*2	一斉放送装置	放送端末	制御室	1台	スピーカ	実験棟A	52台	ページング装置	実験棟B	46台	実験棟A	47台
分類	種類	設置場所	数量																																											
避難用の照明*1	保安灯	実験棟A	40台																																											
		実験棟B	16台																																											
	非常用照明灯	実験棟A	145台																																											
		実験棟B	98台																																											
	誘導灯	実験棟A	74台																																											
		実験棟B	53台																																											
可搬式の 仮設照明*1	懐中電灯	実験棟入口付近	2台																																											
	仮設照明 (蓄電池式)	実験棟入口付近	1台																																											
通信連絡設備*2	一斉放送装置	放送端末	制御室	1台																																										
		スピーカ	実験棟A	52台																																										
	ページング装置		実験棟B	46台																																										
		実験棟A	47台																																											
実験棟B	38台																																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (STACY)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)					備考
<p>試験炉規則第15条第1項第16号 (記載省略)</p> <p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. ~4. (省略)</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>		施設間通信 連絡設備	固定電話 携帯電話	事故現場指揮所 事故現場指揮所	1台 1台	<p>(貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等に備えた管理の追加)</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 (以下変更箇所の理由を記載)</p>
	<p>*1: 別図第4に配置を示す。 *2: 別図第5に配置を示す。</p> <p>別図第4 STACYの避難用の照明の配置図 (図面省略) 別図第5 STACYの通信連絡設備の配置図 (図面省略)</p> <p>(自然現象等に備えた管理)</p> <p>第27条の3 臨界技術第1課長は、STACYの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第3に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、竜巻(藤田スケールF1、最大風速49 m/s)による飛来によって、STACYに影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p> <p>別図第3 STACY周辺に係る樹木の管理の範囲 (図面省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第22条の4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p>					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表 (STACY)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
	<p>と。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の2の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 臨界技術第1課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 臨界技術第1課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第22条の5 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第22条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、STACY (本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。) について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第26条 原子力施設検査室長は、第23条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第23条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第25条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット</u></p>	<p>第22条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除 (以下項番号の繰り上げ)</p> <p>第22条の4旧第2項削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のための追加</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（STACY）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第18号～21号（記載省略）</p>	<p><u>試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ及び記載の適正化</p> <p>本申請の範囲外</p>